

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

[国家知識産権局（CNIPA）は「商標審査及び審理指南」を公布（Page2）](#)

国家知識産権局（CNIPA）は2021年11月22日に「商標審査および審理指南」を公布し、2022年1月1日から発効する。元の「商標審査および審理標準」は同時に廃止される。

Topic-2

[「北京知識産権法院による営業秘密侵害民事案件における挙証に関する参考」が発表（Page3）](#)

2021年10月29日、北京知識産権法院は記者会見を開き、「北京知識産権法院による営業秘密侵害民事案件における挙証に関する参考」（中国語および英語版）を発表した。

Topic-3

[北京知識産権法院が営業秘密侵害紛争民事事件の典型事例を3件発表した（Page5）](#)

2021年10月29日、北京知識産権法院が営業秘密侵害紛争民事事件の典型事例として3件の事例を発表した。

Topic-4

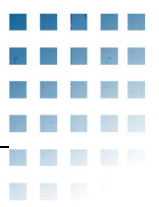
[北京知識産権法院は中国初の医薬品パテントリンケージ事件を受理した（Page7）](#)

北京知識産権法院の11月10日のWechat報道によると、新特許法施行後の最初のパテントリンケージに関わる紛争事件を受理した。

Topic-5

[路浩ニュース：クライアント様の中車四方股份に高く評価されている（Page8）](#)

当事務所はクライアント様の中車四方股份に「2020年度特許代理機構評価第1名代理機構」、「2020年度特許代理件数第1名代理機構」、「2020年度特許登録件数第1名代理機構」、「2020年度特許期限管理優秀代理機構」、「2020年度明細書品質優秀機構」と高く評価されている。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

国家知識産権局（CNIPA）は「商標審査及び審理指南」を公布

商標審査および審理のプロセスを規範化し、商標審査および審理の各段階での法律適用の統一性と標準執行の一致性を確保するために、国家知識産権局は「商標審査および審理指南」を制定することを決定し、意見募集段階を経て2021年11月22日に正式に公布し、2022年1月1日より発効する。元の「商標審査および裁判基準」は同時に廃止されるものとする。

「商標審査および審理指南」は、上・下2編に分けられており、上編は形式審査および事務作業に関する内容で、下編は実体審査に関わる審理・審査の基準・規則となり、内容構成は以下の通りである。

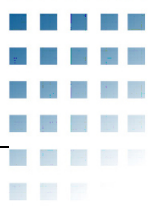
上編 形式審査および事務作業編

- | | |
|----------------|---------------------|
| 第一部分 商標出願の形式審査 | 第二部分 商品役務と商標検索要素の分類 |
| 第三部分 其他商標業務の審査 | 第四部分 マドプロ商標国際出願の審査 |
| 第五部分 商標出願の事務処理 | |

下編 商標審査及び審理編

- 第一章 総論
- 第二章 使用を目的としない悪意のある商標登録出願の審査及び審理
- 第三章 商標として使用してはならない標章の審査及び審理
- 第四章 商標の識別的特徴の審査及び審理
- 第五章 商標の同一、類似の審査及び審理
- 第六章 立体商標の審査及び審理
- 第七章 色彩組合商標の審査及び審理
- 第八章 音商標の審査及び審理
- 第九章 団体商標、証明商標の審査及び審理
- 第十章 他人の馳名商標の複製、模倣又は翻訳の審査及び審理
- 第十一章 被代理人又は被代表者の商標の無断登録の審査及び審理
- 第十二章 特定関係者による他人の先使用商標の抜駆け登録の審査及び審理
- 第十三章 商標代理機構による商標登録出願の審査及び審理
- 第十四章 他人の先行権利の侵害に関する審査及び審理
- 第十五章 他人が既に使用している一定の影響のある商標の抜駆け登録の審査及び審理
- 第十六章 欺瞞的な手段又はその他の不正手段により取得された商標の審査及び審理
- 第十七章 登録商標取消案件の審査及び審理
- 第十八章 《商標法》第五十条の審査及び審理
- 第十九章 審査意見書

出所：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/22/art_74_171575.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-2

「北京知識産権法院による営業秘密侵害民事案件における挙証に関する参考」が発表

営業秘密侵害民事訴訟における挙証難問題を効果的に解決し、立証責任をよりよく果たすように当事者を導き、技術革新企業のコア競争力を維持し、中国および外国の当事者の合法的な権益を法律に従って平等に保護し、そして法治化のビジネス環境を最適化するために、北京知識産権法院が、「営業秘密侵害民事案件における挙証に関する参考」（中国語および英語版）を発表した。

当該挙証参考は、権利の基礎、権利侵害の行為、民事責任の請求、および手続き事項の四つの部分からなり、計 58 条があり、詳細な構成は以下のとおりである。

第一部分 基礎となる権利に関する挙証基準

- 一、法により提訴できる主体
- 二、営業秘密成立の法定条件
- 三、法定条件への抗弁事由

第二部分 権利侵害行為に関する挙証基準

- 四、権利侵害行為の表現形式
- 五、権利侵害行為への抗弁事由

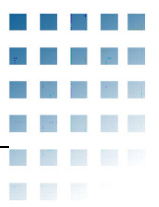
第三部分 民事責任の請求に関する挙証基準

- 六、権利侵害の停止
- 七、損害賠償

第四部分 手続き事項に関する挙証基準

- 八、保全
- 九、調査命令
- 十、訴訟中の秘密保持措置
- 十一、刑事事件と民事事件の調整

当該挙証参考が作成された際に、「中華人民共和国不正競争防止法」、「最高人民法院による不正競争民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」、



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

「最高人民法院による営業秘密侵害民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」、「最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干規定」、「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用についての解釈」、および「北京市高级人民法院による知的財産権民事訴訟における証拠規則に関するガイドライン」などの関連規定を根拠にした。

また、北京知識産権法院の説明により、北京知識産権法院が成立されてから2021年10月までに受理した営業秘密侵害紛争事件は163件であり、その中に、一審事件136件、二審事件27件である。審結された事件は120件で、判決の方式で審結された43件中、原告勝訴は17件で、40%を占める。

北京知識産権法院が審理した営業秘密侵害民事事件には以下の特徴があると説明された。

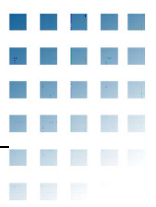
第一、係争に関わる企業の知名度が高く、事件の影響が大きい。比較的急速に発展している業界と競争の激しい事業主体間で発生する。

第二、企業が従業員や元従業員を訴える事件が多い。このような事件は、北京知識産権法院が審結したすべての営業秘密侵害事件の93%を占めた。関係する従業員および元従業員は、多くの場合、会社の高級管理職であり、会社の重要な役職に就いており、会社の重要な営業秘密情報を把握又は接触することができる。

第三、原告敗訴の主な理由は権利者による立証が不十分であるためである。これは営業秘密侵害行為の隠蔽性、複雑性と関連するが、権利者の挙証難問題も明らかである。権利者が自ら挙証するのが困難である場合、法院に証拠保全申請を提出し、調査命令を出してもらうなどことにより、積極的に挙証することができる。

出所：北京知識産権法院 <https://weibo.com/ttarticle/p/show?id=2309404698731663720698>

(英語版も同時に発表されたので、ご参考ください。)



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-3

北京知識産権法院が営業秘密侵害紛争民事事件の典型事例を3件発表した

2021年10月29日、北京知識産権法院が営業秘密侵害紛争民事事件の典型事例として、下記の3件を発表した。

【典型事例1】

自動運転分野に関わる営業秘密侵害紛争事件 (2017)京73民初2000号

【事例概要】

王氏はA社の技術担当副社長、自動運転事業部の総経理等を務めていた。A社の許可なしに、王氏が在職中に接触した営業秘密をいかなる形式または方法で第三者に開示してはならないことを労働契約書に規定している。契約満了後、王氏はA社を辞任し、B社のCEOを務めた。B社は創業以来、中国市場で事業を展開しており、自動運転の分野においてA社と直接競争関係にある。A社は王氏とB社が自動運転分野での技術秘密を侵害したと考え、北京知識産権法院に提訴した。数回の対話、開廷、調査検査などを経て最終的にA社が起訴を取下げた。

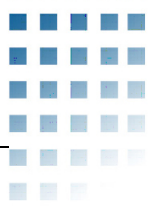
【典型事例2】

ゴルフ場営業秘密侵害紛争事件 (2018)京73民終686号

【事例概要】

原告A社は、国内金融機関のVIP顧客にゴルフ付加価値サービスを提供する国内ゴルフサービス事業者であり、ゴルフ場との契約書における秘密保持条項となる協力情報、および銀行との契約書における協力情報はいずれも営業秘密を構成する。

被告金氏ら3人はA社の従業員であり、それぞれ同社の球場部責任者、大手顧客部責任者などの役職を担当していた。彼らは2012年から2013年までの間相次ぎA社を辞任し、B社に入社した。3人は許可なしにA社の営業秘密をB社に開示し、かつB社がその営業秘密を利用した。2013年以前、B社は銀行など金融機関とゴルフサービスにおいての連携がほとんどなく、金氏ら3人が入社した後の間もなく、複数の銀行ゴルフサービスプロジェクト



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

の入札に参加し、落札した。ゴルフサービス事業の収入急成長を遂げており、侵害による利益は巨大である。

この過程において、B社は、A社の銀行との協力により形成された営業秘密が不法に開示されたことを知りながら、利益を追求するためにその営業秘密を積極的に経営活動に利用した。したがって、北京知識産権法院は、B社と金氏ら3人がA社の営業秘密を侵害したと裁定し、B社と金氏ら3人に侵害を停止し、総額799万人民元の経済的損失及び合理的な支出を賠償するよう命じた。

【典型事例3】

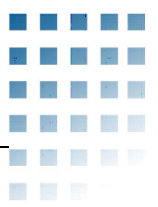
石油微生物探査技術分野の証拠保全に関わる技術秘密侵害紛争事件
(2017)京73民初1382号

【事例概要】

原告A社は、石油とガスの探査と開発の技術サービス提供者であり、石油とガスの貯留層を発見し、掘削の成功率を向上させ、石油とガスの貯留層を開発するためのソリューションを提供している。この事例において、A社は、石油微生物探査技術分野における情報の一部が技術秘密を構成すると主張した。

A社の申請により、北京知識産権法院は2017年10月16日に証拠保全のためにB社に行き、一部のノートパソコン内のデータをコピーし、紙書類の「地質微生物探査現場収集技術規則」等を保全した。北京知識産権法院は、上記の「地質微生物探査現場収集技術規則」を含む多くの情報がA社の技術秘密を侵害していると裁定し、最終的にB社等に侵害を停止し、総額75万人民元の経済的損失と合理的な支出を賠償するよう命じた。

出所：北京知識産権法院 <https://weibo.com/ttarticle/p/show?id=2309404698731852464287>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-4

北京知識産権法院は中国初の医薬品パテントリンケージ事件を受理した

中国では、2021年6月1日に施行された最新特許法の第76条に医薬品パテントリンケージの規定が新設された。北京知識産権法院がこの医薬品パテントリンケージに関わる紛争を集中管轄することになった。

最近、北京知識産権法院は、新特許法施行後の最初のパテントリンケージに関わる紛争事件を受理した。

原告：中外製薬株式会社 VS 被告：温州海鶴薬業有限公司

原告の権利：

新薬の艾地骨化醇軟膠囊（eldecalcitol ソフトカプセル）の発売許可所持者
上記新薬に関わる中国特許 ZL2005800098777.6（ED-71 製剤）の権利者

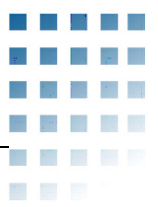
被告の行動：

中国国家薬品监督管理局（NMPA）に「艾地骨化醇軟膠囊（eldecalcitol ソフトカプセル）」という名称のジェネリック医薬品の販売許可申請を出した。中国販売薬品特許情報登録プラットフォームの公示情報によると、被告はこのジェネリック医薬品について 4.2 類の声明を出している。

したがって、原告は、中国特許法第76条の規定に基づき、北京知識産権法院に当該ジェネリック医薬品が原告所有の ZL2005800098777.6 特許権の保護範囲に属することの確認を請求した。北京知識産権法院は、原告の起訴が医薬品パテントリンケージ訴訟の起訴条件を満たしていると判断し、立案した。現在、この事件は更なる審理中である。

今後更なる進捗がありましたら、再度ご報告する。

出所：北京知識産権法院 <https://mp.weixin.qq.com/s/0PNtsF0XBuwxULgYqnV-Uw>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号银座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-5

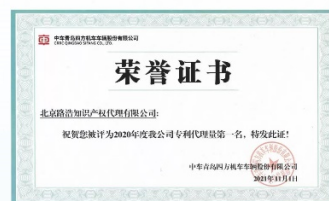
路浩ニュース：クライアント様の中車四方股份に高く評価されている

中車四方股份は、中国中車（CRRC）グループに属する中国鉄道輸送機器製造業界のトップクラス企業であり、中国の主要な鉄道輸送機器製品の輸出拠点でもある。中車四方股份は知的財産のことを重要視して、知的財産サービスプロバイダーに対する厳格な評価基準を策定し、毎年これに基づいて知財サービスを提供する代理機構の仕事に対して評価を行っている。

当事務所は、7年以上にわたって中車四方股份に知的財産関連のサービスを提供してきました。効率的なチームワーク、豊富な実務経験などにより、長年にわたって毎年の評価において高く評価されている。最近、中車四方股份が最新の評価結果を発表し、当事務所は、「2020年度特許代理機構評価第1名代理機構」、「2020年度特許代理件数第1名代理機構」、「2020年度特許登録件数第1名代理機構」、「2020年度特許期限管理優秀代理機構」、「2020年度明細書品質優秀機構」などの賞を受賞した。

「2020年度特許代理機構評価第1名代理機構」

「2020年度特許代理件数第1名代理機構」



「2020年度特許登録件数第1名代理機構」「2020年度特許期限管理優秀代理機構」「2020年度明細書品質優秀機構」

